

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：宮垣棚田振興協議会

- 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）
宮垣棚田
範囲については、別添1のとおり。
- 2 指定棚田地域振興活動の目標
 - (1) 棚田等の保全
 - ・耕作放棄の防止
草刈り隊を創設し、構成員以外の非農家や若い世代を含めた多様な担い手による保全管理体制の構築を図り、棚田の景観を保全する。
令和6年度までに草刈り隊の構成員の総数を15人にする。
 - (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 - ・農産物の供給の促進
令和6年度までに棚田米の販売量を5t（令和元年産米）から7tに増加させる。
 - ・自然環境の保全・活用
稲作を行えない水田を地域住民の共同活動の場とするとともに、鳥獣被害から棚田
・農作物を守り、農地の良好な状態を維持する。
 - ・伝統文化の継承
豊作を願い、収穫を感謝する祭りや風習を次の世代の住民へ継承する。
 - (3) 棚田を核とした棚田地域の振興
 - ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
令和4年度から令和6年度まで農業体験会を開催し、年間5人の参加者を確保する。
- 3 計画期間
認定の月～令和7年3月
- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
 - (1) 指定棚田地域振興活動の内容
以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。
 - ① 棚田等の保全
 - ・耕作放棄の防止
多面的機能支払、中山間地域等直接支払等の制度を活用し、耕作放棄の発生を防止する。
 - ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 - ・農産物の供給の促進
棚田米のブランド化に向けた取り組みをしながら、地域内で生産される棚田米の販売量を増加させる。
 - ・自然環境の保全・活用

地域住民が関われる共同活動として、稲作が行えない棚田にサツマイモ等を作付ける。既設獣害防護柵の管理・補修及び捕獲罠等を設置し、獣害から棚田・農作物を守る取組を行う。

・ 伝統文化の継承

季節ごとに行われる祭りや非農家や子どもが参加しやすい秋祭りの神輿の練り歩き等、現在年に4回行っている祭りを継続する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

小学生等を対象とした農業体験会を開催し、棚田を有する自然のなかで農業への関心を高める。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

宮垣棚田振興協議会は区、集落協定、農地水環境保全隊、農会、養父市で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

(別添3) 都道府県知事との協議の概要

(別添4) 宮垣棚田振興協議会規約